

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正（案）について（概要）

1 改正の趣旨

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、住民の利便の増進と、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的として、市町村の住民基本台帳のうち本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、個人番号（※）及びこれらの変更情報）をネットワーク化したもので、全国共通の本人確認ができるシステムです。

都道府県が住基ネットの本人確認情報を利用できるのは、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に定められた事務又は条例で定めた事務に限られています。岐阜県では、住基法に基づく 28 事務と、条例に基づく 17 事務について利用を行っているところです。

今回の改正は、県民の利便の増進と行政事務の効率化を図るため、新たに住基ネットの本人確認情報を利用する事務を追加するものです。

※個人番号は番号法第9条第1項又は第2項の規定に基づく事務の処理に限り利用可能。

2 改正の概要

以下の事務について、住基ネットの本人確認情報が利用できるようにするため、改正を行います。

事務の名称	事務の内容	住基ネットの効果	担当課
清流の国ぎふ大学生等奨学金条例による奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務	清流の国ぎふ大学生等奨学金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実確認又は氏名若しくは住所の所在確認	県民の利便性向上 (住民票添付の省略)	地域振興課

3 パブリック・コメントを実施する時期

令和3年12月22日（水）～令和4年1月20日（木）

4 条例改正の実施時期

令和4年4月1日施行予定（令和4年第1回定例議会へ上程）